国立大学法人東京農工大学学報発行規程の一部改正

現行	改正	改正理由
本則 （編集） 第５条　学報の編集及び発行に関する事務は、企画課において処理する。 2　各課長は、当該課の所属職員のうちから学報の原稿取扱責任者１名を定め、これを企画課長に通知するものとする。 3　前項の原稿取扱責任者は、毎月発行日の 10 日前までに当該課の所掌事項に係る学報登載事項の原稿を企画課に送付するものとする。	本則 （編集） 第５条　学報の編集及び発行に関する事務は、総務・経営企画部企画課において処理する。 2　各課長は、当該課の所属職員のうちから学報の原稿取扱責任者１名を定め、これを総務・経営企画部企画課長に通知するものとする。 3　前項の原稿取扱責任者は、毎月発行日の 10 日前までに当該課の所掌事項に係る学報登載事項の原稿を総務・経営企画部企画課に送付するものとする。	

附　則（令和３年４月１日規程第 15 号）

この規程は、令和３年４月１日から施行する。